なくそう!
望まない受動喫煙

大阪市受動喫煙防止対策
キャラクター
ケッボちゃん

(作成)HAL大阪　岳　茗

受動喫煙とは

他人のたばこの煙にさらされることを「受動喫煙」といいます。
たばこの煙には**約5,300種類の化学物質、約70種類の有害物質**が含まれています。
主流煙(喫煙者本人が吸い込む煙)よりも**副流煙**(たばこを燃やした先から立ちのぼる受動喫煙で主に吸い込む煙)に有害物質が多く含まれています。

受動喫煙の健康影響について

【受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなります】

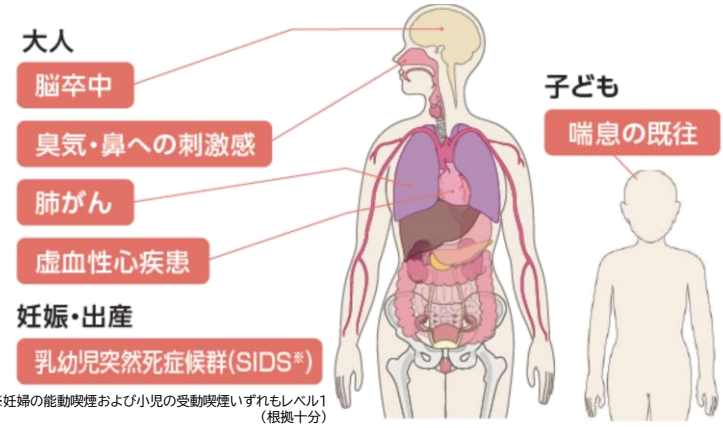

※妊婦の能動喫煙および小児の受動喫煙いずれもレベル1(根拠十分)

国立がん研究センター「喫煙と健康」リーフレット2020年4月 受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる(根拠十分:レベル1) より転載

受動喫煙との関連が「確実」と判定された**脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群(SIDS)**について、日本では受動喫煙が原因で**年間推計約15,000人が亡くなっています。**

出典:片野田耕太. 厚生労働科学研究費補助金
たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究　平成27年度報告
2016.

加熱式たばこ※も『たばこ』です

※たばこ葉やその加工品を電気的に加熱し、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品

加熱式たばこの煙(蒸気)にも、ニコチンなどの有害物質や発がん性物質が含まれています。
加熱式たばこによる周囲への長期影響はまだ明らかではありませんが、その使用により周囲が発がん性物質などの有害化学成分にさらされることが報告されています。

喫煙をする際の配慮義務について

健康増進法で次のとおり義務づけられています。

1. 喫煙禁止場所以外の場所において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。(第27条第1項)
2. 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。(第27条第2項)

特に、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることができません。
子どもが利用する場所で受動喫煙をさせないようにしましょう。

たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごすために、みなさまのご協力をお願いします。

令和7年7月発行　大阪市健康局健康推進部健康づくり課　TEL:06-6226-8409

なくそう!
望まない受動喫煙

厚生労働省
受動喫煙対策推進
マスコット
けむいモン

受動喫煙を防ぐため、たばこのルールがあります

1 望まない受動喫煙をなくしましょう

2 子ども、患者等に特に配慮しましょう

3 施設の類型・場所ごとに対策が必要です

◆第一種施設(学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など)は、**原則敷地内禁煙**です。
◆第二種施設(オフィス、事業所、飲食店など)は、**原則屋内禁煙**です。
屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。(技術的基準あり)
※経営規模の小さい既存の飲食店は経過措置があります。(詳細は下記HPをご確認ください)

知っていますか？喫煙標識

屋内で喫煙できる場所には標識があります

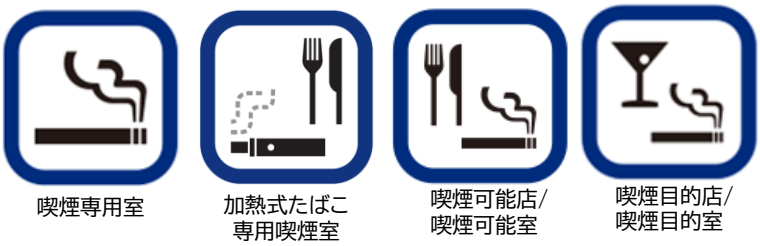

✓喫煙する際は必ず標識を確認してください。
✓屋内で喫煙標識のないところは、すべて禁煙です。
✓喫煙禁止場所での喫煙は、罰則の対象となります。

20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止

✓20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても喫煙エリアへは一切立入禁止です。
✓従業員であっても入ることはできません。
✓保護者の同意があっても入ることはできません。

施設管理者のみなさまへ

施設の管理者の方は、受動喫煙を防止する責務があります

◆喫煙禁止場所の灰皿等設置禁止【違反時の罰則:50万円以下の過料】
喫煙禁止場所に喫煙器具、設備を設置しないでください。

◆違反者への注意
喫煙禁止場所にて喫煙をしている人や喫煙しようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めてください。

◆喫煙室の設置について
喫煙専用室等を設置する場合、下記を遵守してください。
1. たばこの煙の流出防止措置(技術的基準)
   ①出入口において、喫煙室外側から内側に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
   ②たばこの煙が室外に流出しないよう壁・天井によって区画されていること
   ③たばこの煙が屋外に排気されていること
2. 20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせないこと(従業員も含む)
3. 喫煙室の標識掲示(喫煙室の出入口とその施設の主な出入口)

受動喫煙に関するご相談・お問い合わせ
大阪市受動喫煙防止対策コールセンター
TEL 06-6226-8471　FAX 06-6226-8476
受付時間:平日(月曜日から金曜日まで)午前9時00分から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く

受動喫煙防止対策の詳細については、大阪市ホームページをご覧ください。 ▶▶

大阪市HP
たばこについて